

市議会定例会付議事件表（その２）

- 第 37 号議案 一般職の職員の給与に関する条例及び市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例……………（ 1 ）
- 第 38 号議案 動産の納入期限の変更について……………（ 4 ）

第37号議案

一般職の職員の給与に関する条例及び市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の72.5」を「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」に改める。

(市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第2条 市長及び副市長の給与に関する条例（昭和26年大村市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条の2ただし書中「100分の127.5」とあるのは、「100分の167.5」を「100分の120」とあるのは、「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第20条第2項（同条第3項及び第2条の規定による改正後の市長及び副市長の給与に関する条例第4条の2（大村市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和59年大村市条例第38号）第2条第3項、大村市水道事業の管理者の給与等に関する条例（昭和45年大村市条例第9号）第2条第4項及び大村市モーターボート競走事業管理者の給与等に関する条例（平成17年大村市条例第48号）第2条第4項の規定により準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により読み替えて適用する場合並びに大村市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大村市条例第23号）第15条第1

項及び第24条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)及び一般職の職員の給与に関する条例第20条第4項から第6項まで(第2条の規定による改正後の市長及び副市長の給与に関する条例第4条の2、大村市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第24条第1項及び大村市職員の育児休業等に関する条例(平成4年大村市条例第11号)第17条の規定により読み替えて適用する場合並びに大村市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)若しくは第24条第1項から第3項まで若しくは第5項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成7年大村市条例第26号)第4条第1項又は公益的法人等への職員の派遣に関する条例(平成14年大村市条例第1号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、次の各号に掲げる当該期末手当の額の算定に当たり適用された規定に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例(以下この項において「改正前の給与条例」という。)第20条第2項(大村市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条第1項及び第24条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。) 127.5分の15

(2) 改正前の給与条例第20条第3項 72.5分の10

(3) 第2条の規定による改正前の市長及び副市長の給与に関する条例第4条の2 167.5分の10

2 令和3年12月に大村市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年大村市条例第35号)その他の規則で定める条例の規定に基づき期末手当を支給された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に、次の各号に掲げる当該期末手当の額の算定に当たり適用された規定に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「大村市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年大村市条例第35号)の適用を受ける者その他の規則で定める者との権衡を考慮して規則で定める」とする。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

令和4年3月3日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

国家公務員の給与に関する国の取扱状況等に鑑み、一般職の職員及び市長、副市長等の期末手当の額を減額するため、この条例案を提出するものである。

第 38 号議案

動産の納入期限の変更について

令和 3 年 6 月 25 日開催の大村市議会定例会において議決を受けた「消防ポンプ自動車」の買入れについて、納入期限を次のとおり変更する。

変更前 令和 4 年 3 月 25 日

変更後 令和 4 年 5 月 31 日

令和 4 年 3 月 3 日提出

大村市長 園 田 裕 史